

議案第15号

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成14年3月11日

三朝町長 吉田秀光

平成14年3月22日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年三朝町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
第1条 略	第1条 略
(職員)	(職員)
第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤	第2条 この条例で「職員」とは、議会の議員、委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、非常勤

<p>の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>三朝町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年三朝町条例第 号）の適用を受ける者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第2条の2以下 略</p>	<p>の調査員及び嘱託員その他の非常勤の職員（地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）第1条に規定する職員を除く。）で次の各号に掲げる者以外の者をいう。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和33年鳥取県条例第37号）の適用を受ける者</u></p> <p>(4) 略</p> <p>第2条の2以下 略</p>
---	--

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

前五号	第五号
<p style="text-align: center;">第 条 1 項</p> <p style="text-align: center;">(員 制)</p> <p>会 議、お 及 び 員 制 1 項 附 条 の 二 条 2 項  常 務 員 委 員 会 の 議 事 決 議 員 委 員 会  議 決 員 委 員 会 議 決 員 委 員 会 議 決 員 委 員 会  議 決 員 委 員 会 議 決 員 委 員 会 議 決 員 委 員 会</p>	<p style="text-align: center;">第 条 1 項</p> <p style="text-align: center;">(員 制)</p> <p>会 議、お 及 び 員 制 1 項 附 条 の 二 条 2 項  常 務 員 委 員 会 の 議 事 決 議 員 委 員 会 議 決 員 委 員 会  議 決 員 委 員 会 議 決 員 委 員 会 議 決 員 委 員 会 議 決 員 委 員 会</p>